

特別養護老人ホーム経営支援事業補助金について

補助金の目的

特別養護老人ホームが、介護保険制度に円滑に移行し、利用者サービスの維持・向上など、新しい時代の都民要望に応えられる施設となるため、その運営費等に要する経費の一部を予算の範囲内で補助する

補助対象

- 交付対象者：特別養護老人ホームを都内に設置し、適正な運営を行っている社会福祉法人
- 交付対象施設：各年度1月1日までに社会福祉法人が設置する定員30人以上の特別養護老人ホーム
(地方公共団体が国庫補助金、国庫負担金又は東京都の補助金を受けて整備したものは除く)

補助内容

【補助対象経費】 令和7年度における交付対象施設の運営費等、交付対象施設のための施設整備費積立金等

【補助金算定額】 利用者サービスの維持・向上のための経営基盤の整備に係る基準額により算定された額

＜令和7年度の補助金算定額＞

項 目		内 容	単 価
あん摩マッサージ指圧師加算		視覚障害を持つあん摩マッサージ師の継続雇用 ※介護保険制度移行に係る経過措置	40,000円～ 407,000円/月
小規模施設加算		経営の安定化（定員31～69名の施設）	441,000円～939,000円/月
島しょ加算		経営の安定化（島しょ地域に存する施設）	23,200,000円/年
町村部特別加算		経営の安定化（西多摩地区町村部に存する施設）	4,625,000円/年
評価 加算	医療対応強化支援加算	医療的ケアに従事する医師・看護職員を基準より手厚く配置している施設への支援	100,000円～2,000,000円
	努力・実績加算	利用者サービスの向上や地域貢献に向けた施設の努力・実績をポイントにより評価	1ポイント当たりの単価＝予算額÷ 補助対象施設の総獲得ポイント数
サービス評価・改善加算		サービスの質の向上、福祉サービス第三者評価システムの定着	第三者評価 600,000円 利用者調査 200,000円

補助金交付スケジュール（予定）

7月 加算協議 －（内示）→ 9月 交付申請 －（交付決定）→ 11月 第1回支払（交付決定額の1/2）

12月 加算変更協議 －（内示）→ 1月 変更交付申請 －（変更交付決定）→ 3月 第2回支払（残額）→ 翌年度：実績報告・額の確定等

令和7年度予算額

3,421,571千円（規模：490施設）

＜R6年度予算＞3,421,571千円（規模：483施設）

特別養護老人ホーム経営支援事業補助金・努力実績加算の項目変更（令和7年度～）

① 多様なニーズへの対応

区分	項目	内容	定員70人以上	定員69人以下
新規	医療的ケアが必要な要介護者の積極的な受入れ	令和7年1月から12月までの期間に、あらかじめ下記に掲げる医療的ケアが必要と認められる者を、新たに受け入れている（再入所の場合は除く）。 a 胃ろう又は腸ろうによる経管栄養、b 経鼻経管栄養、c 在宅中心静脈栄養、d 喀痰吸引、e 在宅酸素療法、f 気管切開管理、g インスリン注射、h 透析	新規受入れ 1人以上3人未満	3
			新規受入れ 3人以上	5
変更	介護職員の医療対応力向上	4月1日時点において、介護職員のうち、喀痰吸引等研修を修了し、認定特定行為業務従事者の登録をした者が3割以上いる。 ただし、登録特定行為事業者として登録した事業者に限るものとする。 ★介護職員が、喀痰吸引等を実施できる体制となっている施設であることを要件化		2
変更	身寄りのない高齢者の受入れ	4月1日時点において、身寄りのない高齢者（保証人、身元引受人、契約代理人となる親族等がない等）を受け入れている。 ★上位段階を新設し、受入人数が多い施設を評価（一律5Pから変更）	1人以上10人未満	4
			10人以上	8

② 非常災害時に備えた取組の強化

区分	項目	内容	定員70人以上	定員69人以下
変更	地域と連携した防災訓練の実施	施設が主催する防災訓練を 地域住民が参加する形で年2回以上実施 している。 ★「自治会等との防災訓練の実施」（4P）と「福祉避難所としての訓練等の実施」（4P）を統合		5
新規	非常災害時における連携の強化	他法人と非常災害の発生時における協力体制を確保するための協定を締結し、職員交流を行っている。		2
新規	災害時要配慮者支援体制の構築	東京都災害派遣福祉チーム（東京DWAT）に職員を登録している。	1人以上5人未満	2
			5人以上	5
新規	非常災害時等における職員派遣	令和7年4月1日から起算して前1年の間に、非常災害等の発生に際し、自治体や事業者団体等からの要請に応じて、延5日間以上の職員を派遣している。		3

特別養護老人ホーム経営支援事業補助金の項目変更（令和7年度～）

③ 人材確保・育成、地域連携の取組の推進

区分	項目	内容	定員70人以上	定員69人以下
変更	職員定着率の向上①	4月1日時点において、前年4月1日時点に在籍していた介護職員の定着率が85%以上（離職率が15%以下）。 <u>ただし、居住支援特別手当の支給を行っている事業者に限るものとする。</u> ★職員定着のための支援策である居住支援手当の支給を要件化	5	
変更	介護職員のメンタルケア対策の強化	精神的負荷が高まっていることを鑑み、介護職員のメンタルケア対策の強化を目的として、外部の専門職（医師、公認心理師、精神保健福祉士等）による相談対応を実施している。 ★小規模施設のポイントを統一	5	
変更	介護現場のDXの促進	<u>生産性向上に係る委員会を年2回以上開催し、介護ロボット、見守り機器等のテクノロジーを導入し、業務改善に向け取り組んでいる。</u> ★介護ロボット、見守り機器等のテクノロジーを導入していることを要件化	3	6
変更	他の社会福祉法人等との連携による人材育成	他の法人が運営する福祉施設や介護保険事業所と連携した研修や人材交流を企画して実施している。ただし、他の研修機関等が企画して実施する研修等への参加を除く。 ★下位(年間1回以上又は延べ1日間以上)を廃止	年間7回以上 又は 延べ7日間以上	3 10
			年間4回以上 又は 延べ4日間以上	2 6
変更	講座・サロン等の開催	介護予防教室・地域サロン・家族介護教室・認知症カフェ・子供食堂・会食サービス等を主催している。ただし、他の事業や制度により補助されている場合や併設している地域包括支援センターが主催している場合等を除く。 ★下位(年1回以上)を年4回以上へ要件引上げ、中位(年3回以上)を廃止 ※都施策（「地域参加のトビラ」への登録等）と連携した取組を計上可	9回以上 又は 年間37日以上 の配食サービス実施	5 10
			4回以上	2 4

特別養護老人ホーム経営支援事業補助金における努力・実績加算

令和6年度

区分	項目	定員70人以上	定員69人以下
1	介護・看護職員の増配置（2：1）	5	
2	外国人介護職員の活用	2	
3	介護職員の医療対応力向上	2	
4	専門的看護師の配置	3	
5	職員定着率の向上①	5	
6	職員定着率の向上②	3	
7	介護職員のメンタルケア対策の強化	5	10
8	育児と仕事の両立の支援	3	
9	ボランティアコーディネーターの配置	3	
10	障害者の雇用	2	
11	介護現場のDXの促進	3	6
12	自治会等との防災訓練の実施	4	
13	島しょにおける人材確保（職員の定着）	10	
14	島しょにおける人材確保（研修の参加）	8	
15	身寄りのない高齢者の受入れ	5	
16	透析が必要な要介護者の受け入れ	3	6
17	社福軽減の実施	5	
18	他の社会福祉法人等との連携による人材育成	3・2・1 のいずれか	10・6・3 のいずれか
19	施設の空き情報の適切な提供	4	
20	福祉避難所としての訓練等の実施	4	
21	地域社会への貢献等 次世代への介護の魅力発信	2	4
22	講座・サロン等の開催	5・4・2 のいずれか	10・8・4 のいずれか
23	第三者評価等未受審又は財務情報等の公表	-8	

令和7年度

区分	項目	定員70人以上	定員69人以下	R7（案）
1	介護・看護職員の増配置（2：1）	5		継続
2	外国人介護職員の活用	2		継続
3	介護職員の医療対応力向上	2		内容変更
4	専門的看護師の配置	3		継続
5	職員定着率の向上①	5		内容変更
6	職員定着率の向上②	3		継続
7	サービス提供体制等 介護職員のメンタルケア対策の強化	5		ポイント変更
8	育児と仕事の両立の支援	3		継続
9	ボランティアコーディネーターの配置	3		継続
10	障害者の雇用	2		継続
11	介護現場のDXの促進	3	6	内容変更
12	島しょにおける人材確保（職員の定着）	10		継続
13	島しょにおける人材確保（研修の参加）	8		継続
14	身寄りのない高齢者の受入れ	8・4 のいずれか		内容・ ポイント変更
15	透析が必要な要介護者の受け入れ	3	6	継続
16	サービスの向上 医療的ケアが必要な要介護者の積極的な受入れ	5・3 のいずれか		新規
17	社福軽減の実施	5		継続
18	他の社会福祉法人等との連携による人材育成	3・2 のいずれか	10・6 のいずれか	一部削除
19	施設の空き情報の適切な提供	4		継続
20	地域と連携した防災訓練の実施	5		内容・区分変更
21	非常災害時における連携の強化	2		新規
22	災害時要配慮者支援体制の構築	5・2 のいずれか		新規
23	地域社会への貢献等 非常災害時等における職員派遣	3		新規
24	次世代への介護の魅力発信	2	4	継続
25	講座・サロン等の開催	5・2 のいずれか	10・4 のいずれか	内容変更 一部削除
26	第三者評価等未受審又は財務情報等の公表	-8		継続

施設ごとの加算額 = 東京都が定める1ポイントあたりの補助単価 × 交付対象施設の獲得ポイント数

※ 項目やポイント数は、適宜見直す場合があります。